



はじめの一步!

「遺言書ガイド」



行政書士 山本達也

目次

まえがき	1
遺言書の最大のメリット	3
遺言書への抵抗感	5
相続でもめない予防策	7
遺言書がない場合	9
どうしても遺言が必要な場合	11
遺言書ってなぜ必要？	12
遺言書の種類（利点と欠点）	16

まえがき

まちの法律家、行政書士の山本です。

生活の中で一番身近な法律家と言えば行政書士です。行政書士の業務には相続に関連した業務があります。

今回、相続の業務を長年させていただきながら考えてきたことを、まとめてみました。

この冊子を読むことで、相続、特に「遺言書」のことが、おおまかにお分かりいただけるのではないかと思います。

この冊子で私が言いたかったことを、一文で表すとすると、

「遺言書は不吉なものではありません。前向きなものです。」
ということです。

もし、この冊子が何かの参考になりお役に立つことがありましたら、著者としてこれほどうれしいことはございません。

兵庫県行政書士会 西播支部 赤穂地区理事
山本達也事務所 山本達也

遺言書の最大のメリット

まずは、遺言書の利点についてお話いたします。

遺言書を書くことの最大のメリットは、

「自分の思い通りに遺産分割できること」。

相続人全員は、遺言書に書かれたとおりに遺産分割手続を行うことになり
ますので、争うことはありません。

例えば、

「配偶者である妻A子に、一切の財産を相続させる。」

「介護のお世話をしてくれた知人のB男に、預貯金を遺贈させる。」

としておくこともできます。

ただし、法定相続人には、一定割合の遺産を確保できる地位がありますので、「遺留分（いりゆうぶん）」という制度について考慮しておかないといけません。

何でもかんでも思い通りにならない場合もありますので、この点は、専門家のアドバイスに沿って書かれたほうが良いと思います。

遺言書への抵抗感

遺言書を書くことに、どうも気が進まない、という方も多いかと思えます。次にこの「抵抗感」をなくすヒントについてお話させていただきます。

「遺言書（ゆいごんしょ）が良いといっても、この言葉に抵抗感がある」という人は、自分史やエンディングノートを書いてみるという気持ちで、色々書き出してみたら如何でしょうか。

例えば、ご自分のことなら、学歴や職歴、趣味や特技。座右の銘や趣味、友人との思い出など……。

ご家族のことなら、ご両親・配偶者・お子さんとの思い出。家族に実は伝えたいこと。本音、感謝の言葉など……。

財産のことなら、不動産（土地・建物）のいきさつ、預貯金、動産（自動車、保険）、借金など。年金のことや生前贈与についてなど……。

その他その他、親戚（おじ、おば、いとこ、おい、めい……）との関係
図。知らせてほしい人（友人・知人）の住所録。宗教、家紋、墓、葬儀など
に対する考え方、してほしいこと、してほしくないこと……。

といった事柄を、生まれてきた頃から思い出しながら、書き出してみてください。
ださい。

モノの断捨離も大切、心の断捨離も大切と言います。

自分史やエンディングノートを書くことで、人生を振り返り、様々な出来
事の整理ができます。

相続でもめない予防策

相続で「もめない」予防策をご紹介します。

相続で揉めない予防策であるのかとお思いでしょうが、実はあります。但し、予防策ですから、相続開始前（死ぬ前）の話です。

それは、「みんな、なかよくする」ことです。

「そんなこと、当たり前だ！」とお思いでしょうが、みなさんのお子様、お子様同士、親、兄弟姉妹や親戚・・・と、良い関係を保っていらつしやいますか？

特に、疎遠になっているお子様はいらつしやいませんか？

昔は、お盆や正月には家族一同集まって、みんな元気でやっていることを

報告し合っておりまして。

話しているなかで、はつきりと話題にのぼる事は無いまでも、親の相続に對する考え方がわかることがあります。

「この家は行く行くはお前のものになるし……」

「この店はお前に任せて、俺は隠居でも……」

とか、冗談とも本気ともとれるような話を話したり聞いたりしませんか？

昨今は、お盆や正月にはレジャー施設や旅行にと忙しく、親子同士、お子様同士が顔を合わす機会が減っているように思います。

これでは親の相続に對する考え方がわからないままです。

今後、相続開始後（死んだ後）に、いくら遺言書があつたとしても、そのとき初めて子は親の考えや思いを知ることになり、驚くことになります。

遺言書がない場合

では、遺言書がない場合の事例をお話いたします。すべてはこのようになるわけではありません。ですが知っておいてください。

もし、遺言書を書かずにお亡くなりになられた場合、残された相続人は、全員の協議により遺産分割を行うこととなります。

その内容を示した書類を、「遺産分割協議書（いさんぶんかつきようぎしよ）」といいます。

遺産分割協議書は、相続人全員の実印を押印することにより成立します。

ですので、一人でも納得しない人がいると、成立しません。そうなった場合は大変です。

なかなか成立しなかったからといって、ほったらかしにして数年経つと、相続人が増えてしまうケースもあります。そうなった場合はもつと大変です。

何が大変って、遺産分割協議書に相続人全員の実印を押印してもらわなければならない、印鑑証明書も相続人全員ものが要りますし、それも、遺産によって一人当たり数通要りますし、相続人全員の住民票、戸籍謄本、改製原戸籍……

と、たくさんの証明書が無いと、実際の遺産の分割（不動産や預貯金や自動車等の名義変更）はできないのです。

でも、遺言書で財産の分割方法を書いておけば、実際の遺産の分割には、その遺言書と、その遺言書に書かれている人の関係書類を用意すれば良いのですから、とてもラクになります。

どうしても遺言が必要な場合

続いて、遺言書が無いと十中八九揉める場合や、どうしても遺言書が必要な場合を書いておきます。

- ・ 子がおらず、配偶者と兄弟姉妹（おい、めいを含む）が相続人の場合
- ・ 遺産をやりたくない相続人がいる場合
- ・ 法定相続分より多く、または少なくやりたい場合
- ・ 遺産をやりたい他人がいる場合、または法定相続人がいない場合
- ・ 先妻の子がいる場合
- ・ 家業を継ぐ者に家業に関係する遺産をやりたい場合
- ・ 遺産分割協議が難航しそうな場合
- ・ 内縁の配偶者がいる場合
- ・ 内縁の配偶者または愛人との間に子がいる場合
- ・ とりあえず配偶者に全部相続させ、後にのこった者が最終的に子への分配を決定したいとき

遺言書ってなぜ必要？

これまで、遺言書の利点や、相続でもめないための予防策などをお話いたしました。

ここで改めて、「遺言書はなぜ必要なのか？」ということをお話しさせていただきます。

「遺言書（ゆいごんしょ）」という言葉を聞くと、

「私には関係ない」

「まだまだ先の話だから・・・」

「とくに財産は無いから・・・」

「早く死ねと言うのか！」

といったような、後ろ向きのイメージがあるのではないのでしょうか。それは、実はそれは勘違いです。

後ろ向きのイメージが拭えないのは、実は、

「遺書（いしよ）」と「遺言書（ゆいごんしよ）」を同じものと思っ
てい
るからではないでしょうか。

「遺書（いしよ）」とは、これから死ぬと分かっている者が書くものです。

「先立つ不幸をお許し下さい・・・」といった内容のもです。

「遺言書（ゆいごんしよ）」とは、今後の人生を安心して前向きに歩むた
めのもです。

自分亡き後、誰に何を相続させるか、相続させないかを、腹に据えずに文
書にしてまとめておけば、スッキリとした気持ちになるчуюことを聞いたこ
とがあります。さらに、遺言書を書いた人の方が、結局は元気に長生きして
いる、という話もあります。

そして何より、遺言書は、遺言を書く本人のためではなく、のこされる人々のためのものです。

大切な人、のこされる人々が争わず円満に暮らしていけるように、自分自身の「思い」をまとめておくことは、あなたと周りの人たちにとって、とても役に立つことではないでしょうか。

* * *

この冊子では、行政書士の立場から、相続、特に遺言書についてお話しさせていただきました。

特定な考え方を押しつけるものではありませんし、遺言書がなくても、全く問題のない方もいらっしゃいます。それぞれの方々の多様な状況があります。そういった状況の中、遺言書についてのおおかたな知識をご提供するの

が、この冊子の目的です。

ここまで読んでくださり、誠にありがとうございました。

巻末に、「3種類の遺言書」について紹介させていただいて、この冊子は
終わりたいと思います。

遺言書の種類（利点と欠点）

① 自筆証書遺言 本人自ら書いて仕上げる遺言です。

- ・パソコン、ワープロ、タイプライター、点字機不可。・代筆は無効。
- ・書式や必要条件に合致していなければ無効。

利点

- ・公証人、証人の必要がない。・遺言者一人でできる。
- ・遺言内容の秘密が守れる。・費用がかからない。

欠点

- ・すべてを遺言者本人が手書きしなければならない。
- ・手書きのため偽造される恐れがある。
- ・遺言者保管のため、紛失、隠匿、破棄の危険がある。
- ・内容不備による法的無効の可能性がある。

② 公正証書遺言

遺言者が遺言内容を口述し、公証人が書き取って作成する遺言です。

- ・ 公証人役場へ、証人2人とともに出向。
- ・ 原本は公証人役場に保管、写しは遺言者に渡される。

利点

- ・ 公証人が仕上げる。
- ・ 遺言書の管理が安心・安全

欠点

- ・ 相続に関係のない証人（配偶者、受遺者、直系血族以外）が2人以上必要。
- ・ 遺言内容が他人に知られる。
- ・ 手数料がかかる。

③ 秘密証書遺言

遺言書に、自筆で署名・押印し、封筒に入れて封印。
2人以上の証人と公証人が封筒入りの遺言書を確認し、封紙を封筒に貼り付けて遺言者に渡す遺言です。

- ・ 自筆、代筆、パソコン、ワープロなども可。
- ・ 署名／押印が必要。

利点

- ・ 自筆でなくてもよい。
- ・ 遺言をのこしたことが法的に明らかになる。
- ・ 遺言の内容の秘密が守れる。

欠点

- ・ 遺言執行の開封時まで内容が法的に有効か無効か、わからない。

お読みいただき誠にありがとうございました。

山本事務所の最新情報は、ぜひホームページをご覧ください。

<https://www.ty-office.com/>



お電話でのお問い合わせは、0791-46-9800

受付時間は午前 9 時から午後 7 時です。

(土日祝日 OK)

はじめの一步！「遺言書ガイド」

発行日 令和四年一月吉日

著者 山本 達也

制作 モリオフィス